

令和7年4月4日
みどり環境局環境影響評価課

「横浜市環境配慮指針の改定素案」に対して寄せられた御意見について

横浜市環境配慮指針の改定素案について、令和7年1月29日から同年2月28日まで意見公募したところ、計4件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見と、それらに対する本市の考え方について、別紙にとりまとめましたので、公表いたします。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚くお礼申し上げます。

横浜市環境配慮指針改定素案に対する意見公募でいただいた御意見と本市の考え方

いただいた御意見は基本的には原文のまま掲載していますが、内容により分割しています。

	御意見	御意見に対する対応方針又は考え方
(1)	1、1ページ 第1 趣旨 に関して。 「その際、指針に基づき行う計画段階配慮については、指針の配慮事項に限らず、本市の最新の環境に関する諸計画等を踏まえて、より環境への負荷を低減できる内容を追求するとともに、水とみどりによる環境の創造に努めるものとする。」 とありますが、 「…より環境への負荷を低減できる内容を追求し、出来るだけ現状を変えず、水とみどりによる環境の保全と創造に努めるものとする。」 としてほしいです。 なぜかという、旧上瀬谷通信施設は 3 本の川が走り、5 本の川の水源があったにもかかわらず、大門川・相沢川は、事業にどうしても必要という根拠が薄く環境への影響も多大だったのに暗渠とされてしまうし、あの地は分水界でもあるのに、高低差8mは切り土盛り土でならされて埋め立てられることとなってしまったことに、この先の自然環境に関してとても危惧しているからです。 あの地のアセスは、土地区画整理事業と公園整備事業と花博の三つの事業にまたがるために、全体像を最初の土地区画整理事業の環境影響評価審査会で示すことが出来ず、なし崩しにアセスを行わざるを得なかったことは痛恨と思います。 未来に、上瀬谷由来の川が涸れたり地下水が枯渇したり、太平洋に注ぐ川の水質が変化しても、あのアセスの段階ではあれ以上どうしようも出来なかった。 しかし、「出来るだけ現状を変えず」「環境の保全」という文言を入れると、この先の横浜市の開発事業、根岸の開発や金沢区の米軍基地返還地の環境影響評価	御意見の趣旨につきましては、横浜市環境配慮指針改定素案の「第1 趣旨」の第二段落に記載の「計画段階事業者は、指針に基づき、あらかじめ環境の保全について自ら十分に配慮し、事業計画を立案する。」に含まれています。本配慮指針に沿って適切に検討がなされるよう指導、助言してまいります。

	御意見	御意見に対する対応方針又は考え方
	も、自然の保全を考慮して行われるのではないか。そのような希望を抱くからです。 横浜市は自ら SDGs をうたい、みどり税を継続して徴収し、「自然環境は大切」というメッセージを 2027 国際園芸博覧会開催にむけても発し続けています。 どうぞ市の目標に叶うよう、安易な自然破壊ではなく保全も明記して欲しいです。	
(2)	2、3ページ、第6 配慮提出後の検討に関して 「また、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成する者は、方法書から事業計画の検討が進んで内容に不整合が生じた場合等は、配慮の内容を適切に修正する。」 この部分は大事なことと感じます。 出来ましたら、以下のように変更願えないでしょうか。 「方法書から事業計画の検討が進んで内容に不整合が生じた場合等は、配慮の内容を適切に修正し、あわせて環境影響評価のやり直しを行うこととする。」 なぜなら、配慮書の段階まで進んでしまうと、いくらアセスをしても計画の見直しや適切な環境への配慮が出来にくいと考えるからです。 方法書の段階で配慮の内容を適切に修正するだけではなく、アセスのやり直しも事業者を求めることが出来るようにして欲しいです。そのような変更が加われれば、旧上瀬谷通信施設の環境影響評価のように、土地区画整備事業のアセスの際は「その部分は公園整備事業の事業なので・・・」「その部分は国際園芸博覧会事業の部分なので・・・」という事業者の言い訳が出来なくなるのではと考えました。 事業計画ありき・アセスはとりあえずやっただけという、アセスメントではなく「(事業に)アワセメント」を結果としてやらざるを得なくなることは、横浜市として	横浜市環境配慮指針の改定素案に関する内容ではありませんが、御意見の趣旨につきましては今後の参考とさせていただきます。 環境影響評価の手続の再実施に関しては、横浜市環境影響評価条例第 39 条第1項から第 40 条第3項までに規定しています。

	御意見	御意見に対する対応方針又は考え方
	恥ずかしいことと考えます。 神宮外苑のような、そもそもの事業計画に大規模な反対意見や反対運動が起きるようなことが横浜市で起きないためには、 「環境影響評価は、市民意見も取り入れ、時間をかけて市民も事業者も納得がいくように厳格に行った」と横浜市民が胸を張れるようにして欲しいです。 どうか考慮してください。	
(3)	3、環境影響評価審査会の傍聴と録画に関して。 傍聴がWEBでも見られるようになったことは有難いです。 しかし、資料が見られないこと、録画ではなく追っ掛け視聴が出来ないことはとても不満です。 WEBで資料も見られるようにして、録画も公開してください。	横浜市環境配慮指針の改定素案に関する内容ではありませんが、御意見の趣旨につきましては今後の参考とさせていただきます。
(4)	ヒートアイランドは、令和5年12月18日の会の陳述人 A さんの発言で追加されたものと思われます。 A さんの横浜市に対する苦言が、まるで生かされていません。この対策で、どれくらいの効果があるのでしょうか？ 定性的で定量的ではありません。横浜市が、関内駅前に、超高層ビルを3棟も建てる計画を OK としたことが、問題です。都市計画審議会は審議などしていません。お墨付きを与えているだけです。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/assessment/hyokashinsa/kiroku/r5_kaisaikiroku.files/0145_20231218.pdf 議事録	横浜市環境影響評価技術指針の改定検討において、ヒートアイランド現象の取扱いについて検討しました。その結果、予測評価については現時点で課題が多く、ヒートアイランド現象を環境影響評価項目とすることは難しいと判断されたことから、現行の横浜市環境配慮指針に暑熱環境への適応の観点を拡充しました。